

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例

(実施)令和 7. 9. 10

(変更)令和 8. 3. 19

(目次)

第1編 総則

第2編 株券等

第1章 総則

第2章 新規上場

第3章 上場後の義務

第1節 上場適格性要件の維持義務

第2節 会社情報の開示義務

第3節 その他の義務

第4章 市場秩序の維持

第1節 実効性確保手段

第2節 上場廃止等

第3編 債券

第1章 総則

第2章 新規上場

第3章 上場後の義務

第1節 発行者の情報の開示義務

第2節 その他の義務

第4章 市場秩序の維持

第1節 実効性確保手段

第2節 上場廃止等

第4編 S—A d v i s e r

第1章 総則

第2章 S—A d v i s e r 資格等

第1節 S—A d v i s e r 資格の取得手続等

第2節 S—A d v i s e r の適格性要件の継続維持義務

第3節 S—Q S の認定手続等

第3章 S—A d v i s e r の義務

第1節 一般的な義務

第2節 新規上場申請時の義務

第3節 上場後の義務

第4節 その他の義務

第4章 適格性の確保

第5章 S—A d v i s e r 資格の資格喪失の申請等

第1編 総則

(目的)

第1条 この特例は、特定取引所金融商品市場への有価証券の上場について、有価証券上場規程及び債券に関する有価証券上場規程の特例の特例を規定する。

2 この特例の変更は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。ただし、変更の内容が軽微である場合には、理事会の決議を要しないこととする。

(定義)

第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ESG評価機関 ESG（環境・社会・ガバナンス）投資の観点から企業を第三者評価する機関をいう
- (2) 運用会社 特定有価証券に係る金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う者（これらの者から運用又は運用指図に係る権限の全部又は一部の委託又は再委託を受けた者を含む。）及びこれに相当する者をいう
- (3) MSCB等 上場会社が第三者割当により発行する次のaからcまでに掲げる有価証券であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権の行使に際して払い込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたもの及びこれと同等の効果を有するものをいう。
 - a 新株予約権付社債券（同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして発行されたものを含む。）
 - b 新株予約権証券
 - c 取得請求権付株券（取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株券の発行者が発行する上場株券等であるものをいう。）
- (4) 株券等 次のa及びbに掲げる有価証券をいう。
 - a 内国法人の発行する株券（法第2条第1項第9号に掲げる株券をいう。）
 - b 内国法人の発行する新株予約権証券（法第2条第1項第9号に掲げる新株予約権証券をいう。）
- (5) 株式事務代行機関 会社法（平成17年法律第86号）第123条に規定する株主名簿管理人であって、名義書換事務のほかに、株主に対する通知など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいう。
- (6) 監査報告書等 連結会計年度又は事業年度に係る財務書類については監査報告書又はこれに準じたものを、中間連結会計期間又は中間会計期間に係る財務書類については中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又はこれらに準じたものをいう。
- (7) 公募債 次のa又はbに該当する債券をいう。
 - a 当該債券の募集又は売出しにあたり、有価証券届出書が提出されている債券

- b 当該債券の募集又は売出しにあたり、発行登録書及び発行登録追補書類が提出されている債券
- (8) 国際会計基準 国際財務報告基準（I F R S）をいう。
- (9) コーポレート・ファイナンス助言業務 資本市場における資金調達（新規上場、追加上場及びM&Aを含む。）の助言及び審査業務並びに公開支援業務をいう。
- (10) 債券 次のaからgまでに掲げる有価証券をいう。
- a 内国法人の発行する社債券（法第2条第1項第5号に掲げる有価証券をいう。）
- b 特別の法律により内国法人の発行する債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。）
- c 投資法人債券（法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券をいう。）
- d 内国の者の発行する地方債証券（法第2条第1項第2号に掲げる有価証券をいう。）
- e 内国法人の発行する特定社債券（法第2条第1項第4号に掲げる有価証券をいう。）
- f 外国法人の発行する特定社債券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前eに掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）
- g 内国法人の発行する特定目的信託の受益証券（法第2条第1項第13号に掲げる有価証券をいう。）のうち、信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類のもの
- (11) S—A d v i s e r S—A d v i s e r 資格（本所が開設する特定取引所金融商品市場において、上場会社及び新規上場申請者（株券等の新規上場を申請する者に限る。第22号及び第23号において同じ。）に対し、取引所府令第7条の2第1号及び第2号に掲げる行為に関する業務を行うための資格をいう。以下同じ。）を取得した者をいう。
- (12) S—Q S S—A d v i s e r としての業務を行うために十分な経験と高い知見を有する者として本所が認定する者をいう。
- (13) 指定振替機関 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項に規定する振替機関であって施行規則で定める者をいう。
- (14) 受託者 特定有価証券が信託契約に基づき設定される場合の当該信託契約における受託者及びこれに相当する者をいう。
- (15) 上場会社 上場株券等の発行者をいう。
- (16) 上場株券等 本所が開設する特定取引所金融商品市場に上場している株券等をいう。
- (17) 上場債券 本所が開設する特定取引所金融商品市場に上場している債券をいう。
- (18) 上場内国会社 上場会社のうち、日本の法律に準拠して設立されたものをいう。
- (19) 上場有価証券 本所が開設する特定取引所金融商品市場に上場している有価証券をいう。
- (20) 新規上場申請者 有価証券の新規上場を申請する当該有価証券の発行者をいう。
- (21) 第三者割当 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。）第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。
- (22) 担当会社 担当上場会社及びS—A d v i s e r との間で第313条に規定する契約を締結している新規上場申請者をいう。
- (23) 担当S—A d v i s e r 上場会社又は新規上場申請者との間で第313条に規定する

- 契約を締結している S—A d v i s e r をいう。
- (24) 担当上場会社 S—A d v i s e r との間で第 313 条に規定する契約を締結している上場会社をいう。
 - (25) 施行令 金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号)をいう。
 - (26) 特定証券情報 法第 27 条の 31 第 1 項に規定する特定証券情報をいい、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令(平成 20 年内閣府令第 78 号。以下「証券情報等内閣府令」という。) 第 2 条第 1 項第 1 号に基づきこの特例でその内容を定めるものをいう。
 - (27) 特定上場有価証券 法第 2 条第 33 項に規定する特定上場有価証券をいう。
 - (28) 特定投資家 法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家をいう。
 - (29) 特定投資家向け売付け勧誘等 法第 2 条第 6 項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。
 - (30) 特定投資家向け取得勧誘 法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。
 - (31) 特定取引所金融商品市場 法第 2 条第 32 項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。
 - (32) 特定有価証券 法第 5 条第 1 項に規定する特定有価証券をいう。
 - (33) 特別利害関係者等 開示府令第 1 条第 31 号に規定する特別利害関係者等をいう。
 - (34) 取引所府令 金融商品取引所等に関する内閣府令(平成 19 年内閣府令第 54 号)をいう。
 - (35) 内閣総理大臣等 内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。
 - (36) 日本会計基準 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。)に規定する企業会計の基準をいう。
 - (37) 発行者情報 法第 27 条の 32 第 1 項に規定する発行者情報をいい、証券情報等内閣府令第 7 条第 2 項第 1 号に基づきこの特例でその内容を定めるものをいう。
 - (38) 発行登録書 法第 23 条の 3 第 1 項(法において準用する場合を含む。)に規定する発行登録書(その後の訂正を含む。)及びその添付書類をいう。
 - (39) 発行登録追補書類 法第 23 条の 8 第 1 項(法において準用する場合を含む。)に規定する発行登録追補書類及びその添付書類をいう。
 - (40) 半期報告書 法第 24 条の 5 第 1 項(法において準用する場合を含む。)に規定する半期報告書(同条第 7 項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)(その訂正報告書を含む。)をいう。
 - (41) 非上場逆さ合併 上場会社が行う次の a から g までに掲げる行為であつて、当該行為の対象となる会社若しくは事業等が、直前連結会計年度若しくは直前事業年度における総資産額、純資産額、経常利益若しくは売上高のいずれかにおいて、当該上場会社を上回っている場合に該当するもの(当該行為により当該上場会社の実質的な存続会社でなくなると本所が認めるときに限る。)又は当該行為により当該上場会社の事業、取締役の構成若

しくは株主構成が根本的に変化することになるものをいう。

- a 非上場会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併
 - b 非上場会社を完全子会社とする株式交換
 - c 非上場会社を子会社とする株式交付
 - d 会社分割による非上場会社からの事業の承継
 - e 非上場会社からの事業の譲受け
 - f 非上場会社の株式の取得による子会社化
 - g a から前 f までに掲げる行為と同等の効果をもたらすと本所が認める行為
- (42) 米国会計基準 米国において一般に公正妥当と認められた会計基準をいう。
- (43) 法 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）をいう。
- (44) 募集株式 会社法第 199 条第 1 項に規定する募集株式をいう。
- (45) 有価証券 法第 2 条第 1 項に規定する有価証券をいう。
- (46) 有価証券届出書 法第 5 条第 1 項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（同条第 6 項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあつては、当該書類及びその補足書類）及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。
- (47) 有価証券報告書 法第 24 条第 1 項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第 8 項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）（その訂正報告書を含む。）をいう。
- (48) 流動性プロバイダー 上場会社の発行する株券等の売買を円滑にするために売付け及び買付けの気配の表示等を行う正会員をいう。

（令和 8.3.19 変更）

（プリンシプルベースの考え方に基づく運用）

第 3 条 本所は、プリンシプルベースの考え方にに基づき、この特例を運用する。

2 本所は、この特例の運用にあたっては、原則的な取扱いを定めた各条項の趣旨に従い、本所の市場の透明性、公正性を確保する観点を踏まえ、適切な判断を行うものとする。

（売買停止及び停止解除の通知）

第 4 条 本所が上場有価証券の売買の停止又は停止解除をしたときは、これを当該上場有価証券の発行者に通知する。

（令和 8.3.19 変更）

（電磁的記録による書類等の提出）

第 5 条 新規上場申請に係る有価証券の発行者、上場有価証券の発行者その他の本所の規則に基づき書類等の提出及び開示等を行う者が本所の規則に基づき行うべき書類等の提出については、当該書類等の内容を記録した電磁的記録の提出によりこれを行うことができるものとする。ただし、本所が書面による提出が必要と認める書類等については、この限りではな

い。

2 前項の規定に基づき電磁的記録を提出した場合における本所の規則の適用については、文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、本所の規則の適用においては、電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、当該電磁的記録に記録された事項は当該文書に記載された事項と、それぞれみなすものとする。

(令和 8.3.19 変更)

(施行規則への委任)

第 6 条 本所は、この特例に定める事項のほか、有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止、S—A d v i s e r 資格の取得、S—A d v i s e r の義務その他上場有価証券及び S—A d v i s e r に関して必要がある場合には、所要の取扱いを施行規則で定めることができる。

(令和 8.3.19 変更)

第 2 編 株券等

第 1 章 総則

(S a p p o r o P R O F r o n t i e r M a r k e t)

第 101 条 本所が開設する特定取引所金融商品市場のうち株券等に係る市場は、S a p p o r o P R O F r o n t i e r M a r k e t と称する。

(令和 8.3.19 追加)

(S—A d v i s e r との契約)

第 102 条 上場会社及び新規上場申請者（株券等の新規上場を申請する者に限る。以下この編及び第 4 編において同じ。）は、S—A d v i s e r との間で、第 313 条に規定する契約を締結し、施行規則で定めるところにより、担当 S—A d v i s e r を確保しなければならない。

2 上場会社及び新規上場申請者は、必要に応じて、担当 S—A d v i s e r から指導及び助言を受け、それらに従って行動しなければならない。

3 上場会社及び新規上場申請者は、新規上場申請時及び上場後において、担当 S—A d v i s e r が S—A d v i s e r としての業務を遂行するに際し、必要な協力を行わなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(規則解釈に関する助言)

第 103 条 上場会社及び新規上場申請者は、この特例を解釈するに際しては、担当 S—A d v i s e r から助言を受けなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(書類の提出等)

第 104 条 上場会社及び新規上場申請者が行う本所への報告、必要な書類の提出等は、担当 S—A d v i s e r を通じて行うものとする。

2 本所が行う上場会社及び新規上場申請者への通知、連絡等は、担当 S—A d v i s e r を通じて行うものとする。

3 上場会社は、本所が正当な理由に基づき請求する書類を第 1 項に定める方法により遅滞なく提出するものとし、当該書類のうち本所が必要と認める書類について本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(資料に使用する言語)

第 105 条 上場会社及び新規上場申請者が開示する資料を作成する場合は、日本語又は日本語・英語双方の併記とする。

(令和 8.3.19 追加)

(相互連絡及び協力)

第 106 条 上場会社、新規上場申請者、運用会社及び受託者は、この特例その他の規則に定める義務を履行するに際し、相互に必要な連絡及び協力を行わなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

第 2 章 新規上場

(新規上場申請等)

第 107 条 株券等の新規上場申請は、当該株券等の発行者からの申請により行うものとする。ただし、上場会社が当事者となって行う合併、会社分割、株式交換又は株式移転によって新しく設立される会社又は存続会社となる会社の株券等について、その成立日又は効力発生日における上場を希望する場合は、当該成立日又は効力発生日前において、当該上場会社が申請を行うものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(上場契約等)

第 108 条 本所が新規上場申請に係る株券等を上場する場合には、当該新規上場申請に係る株券等の発行者は、施行規則で定める本所所定の「上場契約書」を提出するものとする。

2 前項による上場契約は、新規上場申請に係る株券等の上場日にその効力を生ずるものとする。

3 本所は、新規上場申請に係る株券等の上場日にその銘柄その他の施行規則で定める事項を上場有価証券原簿に記載する。

(令和 8.3.19 追加)

(新規上場申請時の提出書類等)

第 109 条 新規上場申請者は、上場の承認を希望する日の少なくとも 10 営業日前までに、本所所定の「有価証券新規上場申請書」を提出しなければならない。

2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。この場合における当該各号に掲げる書類等の取扱いは、施行規則で定める。

- (1) 特定証券情報
- (2) 「新規上場申請に係る宣誓書」
- (3) 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」
- (4) 新規上場申請者の定款
- (5) その他本所が必要と認める書類等

3 新規上場申請者は、新規上場申請時に特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合その他の施行規則で定める場合には、本所に対して、特定証券情報に代えて、発行者情報に相当する情報その他の施行規則で定める書類等を提出しなければならない。

4 第 2 項第 1 号に規定する特定証券情報の内容及び様式は、施行規則で定めるところによる。

5 特定証券情報（第 3 項に規定する発行者情報に相当する情報を含む。以下この章において同じ。）において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付しなければならない。

6 特定証券情報において求められる財務書類は、日本会計基準、米国会計基準、国際会計基準その他施行規則で定める会計基準のいずれかに基づいて作成しなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(新規上場申請時の公表)

第 110 条 新規上場申請者は、前条第 1 項の規定により「有価証券新規上場申請書」を提出したときは、証券情報等内閣府令第 3 条第 1 号及び第 11 条第 1 号の規定に従い、施行規則で定める方法により、直ちに、前条第 2 項各号に掲げる書類を公表しなければならない。

2 前項の規定に従い公表された特定証券情報に記載される内容について、変更又は訂正すべき事項が生じた場合には、新規上場申請者は直ちに当該変更又は訂正の内容を、証券情報等内閣府令第 5 条第 2 項第 1 号及び第 11 条第 1 号の規定に従い、施行規則で定める方法により公表しなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(その他の提出書類等)

第 111 条 本所は、新規上場申請者に対し、本所が適当と認める報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(上場適格性要件)

第 112 条 新規上場申請者は、次の各号に掲げる事項（以下この編において「上場適格性要件」という。）を満たしていなければならない。

- (1) 新規上場申請者が、本所の市場の評価を害さず、本所に上場するに相応しい会社であること
- (2) 新規上場申請者が、事業を公正かつ忠実に遂行していること
- (3) 新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること
- (4) 新規上場申請者が、企業内容、リスク情報等の開示を適切に行い、この特例に基づく開示義務を履行できる態勢を整備していること
- (5) 反社会的勢力との関係を有しないことその他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項

(令和 8.3.19 追加)

(上場承認)

第 113 条 本所は、新規上場申請者について前条各号に掲げる上場適格性要件を満たすことが確認された場合には、申請に係る株券等の上場を承認するものとする。ただし、第 107 条ただし書による新規上場申請の対象会社については、第 131 条から第 136 条までを満たす見込みがある場合には、申請に係る株券等の上場を承認するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(上場前の取得勧誘等)

第 114 条 新規上場申請者（本所その他の金融商品取引所に上場されている内国株券等の発行者及びこれに準ずる者並びに第 107 条ただし書に基づく申請を行う申請者を除く。）の発行する内国株券等の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる募集又は売出し、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等、株式等の譲受け又は譲渡及び第三者割当（開示府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲ(1)及び(2)に掲げる方法を含む。）による募集株式の割当て等に関する必要な事項については、施行規則で定める。

(令和 8.3.19 追加)

第 3 章 上場後の義務

第 1 節 上場適格性要件の維持義務

(上場適格性要件の維持義務)

第 115 条 上場会社は、上場適格性要件を上場後も継続的に満たさなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

第2節 会社情報の開示義務

(ディスクロージャー)

第116条 上場会社は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

2 上場会社は、会社情報の開示を行う場合は、T D n e t（本所の適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。T D n e tの稼働に支障が生じた場合その他本所が必要があると認める場合には、本所がその都度定める方法により行うものとする。

3 上場会社は、金融商品取引法施行令（昭和40年法律第321号。以下「施行令」という。）第30条第1項第2号又は第3号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の本所への通知及び同項第4号又は第5号の規定に基づく公開買付け等事実の本所への通知を行う場合には、次条から第121条までの規定に基づく会社情報の開示に係る方法により行うものとする。

4 上場会社は、次条から第121条まで、第123条、第124条及び第126条の規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、第2項の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。以下同じ。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。

5 前項、第122条、第123条第1項及び第126条第1項の規定は、第3項の施行令第30条第1項第4号又は第5号の規定に基づく公開買付け等事実の本所への通知を行う場合について準用する。

(令和8.3.19追加)

(会社情報の開示)

第117条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからawまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a 会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集を含む。）若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）又は株式若しくは新株予約権の売出し（特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等であって、このaに掲げる募集

又は売出しに相当するものを含む。)

- b 前 a に規定する募集若しくは売出しに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始
- c 資本金の額の減少
- d 資本準備金又は利益準備金の額の減少
- e 会社法第 156 条第 1 項（同法第 163 条及び同法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己株式の取得
- f 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て
- g 前 f に規定する新株予約権無償割当てに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況若しくは権利行使の見込みの調査の開始
- h 株式の分割又は併合
- i 剰余金の配当
- j 株式交換
- k 株式移転
- l 株式交付
- m 合併
- n 会社分割
- o 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- p 解散（合併による解散を除く。）
- q 新製品又は新技術の企業化
- r 業務上の提携又は業務上の提携の解消
- s 子会社等（法第 166 条第 5 項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項
- t 固定資産（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 22 号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得
- u リースによる固定資産の賃貸借
- v 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- w 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する株券等の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請
- x 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- y 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。）
- z 法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は法第 24 条の 6 第 1 項に規定する上場株券等の法第 27 条の 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付け
- a a 当該上場会社が発行者である法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等に係る前 z 前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る施行令第 31 条に規定する買集め行為（以下この a a において「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対

する表示

- a b 代表取締役又は代表執行役の異動
- a c 人員削減等の合理化
- a d 商号又は名称の変更
- a e 単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設
- a f 事業年度の末日の変更
- a g 預金保険法（昭和46年法律第34号）第74条第5項の規定による申出
- a h 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続による調停の申立て
- a i 国内の金融商品取引所に上場する債券、転換社債型新株予約権付社債券若しくは交換社債券に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他当該債券、転換社債型新株予約権付社債券若しくは交換社債券に関する権利に係る重要な事項
- a j 普通出資の総口数の増加を伴う事項
- a k 有価証券報告書若しくは発行者情報又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う監査法人の異動
- a l 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業的前提に関する事項を注記すること。
- a m 開示府令第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は第18条の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出
- a n 株式事務を株式事務代行機関に委託しないこと。
- a o 内部統制に開示すべき重要な不備がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出
- a p 定款の変更
- a q 上場無議決権株式、上場議決権付株式（複数の種類の議決権付株式を発行している会社が発行するものに限る。）又は上場優先株等（子会社連動配当株を除く。）に係る株式の内容その他のスキームの変更
- a r 担当S—A d v i s e rの異動
- a s 全部取得条項付種類株式（会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の全部の取得
- a t 株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。）に係る承認又は不承認
- a u 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約（連結子会社（連結財務諸表規則第2条第4号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）との間で締結するものを除く。以下この条において同じ。）の締結（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債（連結子会社に対して発行するものを除く。以下この条において同じ。）の発行（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）
- a v 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限の変更若しくは償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更
- a w a から前 a v までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又

は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- (2) 次の a から a b までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
 - b 主要株主（法第 163 条第 1 項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）又は筆頭株主（主要株主のうち所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含み、同項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 59 号。以下この条及び次条において「取引規制府令」という。）で定めるものを除く。）の最も多い株主）の異動
 - c 特定有価証券（法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券をいう。以下この c において同じ。）又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実
 - d 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - e 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - f 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
 - g 支配株主又は財務諸表等規則第 8 条第 8 項に規定するその他の関係会社の異動
 - h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）
 - i 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下「不渡り等」という。）
 - j 親会社等に係る破産手続開始の申立て等
 - k 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
 - l 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の 100 分の 10 以上である取引先をいう。以下同じ。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
 - m 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると本所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
 - n 資源の発見
 - o 特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主をいい、当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第 166 条第 4 項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

- p 株主による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求
- q 株主による株主総会の招集の請求
- r 保有有価証券（当該上場会社の子会社等の株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。
- s 社債に係る期限の利益の喪失
- t 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由の発生
- u 有価証券報告書若しくは発行者情報又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う監査法人の異動（業務執行を決定する機関が、当該監査法人の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）
- v 監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書（監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（前号a1に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと。
- w 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第18条の2第4項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。
- x 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として監査法人の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は監査法人の「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。
- y 内部統制報告書に対する内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。
- z 株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は株式事務を株式事務代行機関に委託しないこととなったこと。
- a a 担当S—A d v i s e rの異動
- a b aから前a aまでに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼ

すもの

(令和 8.3.19 追加)

(子会社等の情報の開示)

第 118 条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第 1 号に掲げる事項及び第 2 号に掲げる事実にあつては施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第 3 号 a に規定する法第 166 条第 2 項第 5 号に掲げる事項及び第 3 号 b に規定する法第 166 条第 2 項第 6 号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次の a から v までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

- a 株式交換
- b 株式移転
- c 株式交付
- d 合併
- e 会社分割
- f 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- g 解散（合併による解散を除く。）
- h 新製品又は新技術の企業化
- i 業務上の提携又は業務上の提携の解消
- j 孫会社（施行令第 29 条第 2 号に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項
- k 固定資産の譲渡又は取得
- l リースによる固定資産の賃貸借
- m 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- n 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- o 新たな事業の開始
- p 法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は法第 24 条の 6 第 1 項に規定する上場株券等の法第 27 条の 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付け
- q 商号又は名称の変更
- r 預金保険法第 74 条第 5 項の規定による申出
- s 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て
- t 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約（当該上場会社又は他の連結子会社との間で締結するものを除く。以下この条において同じ。）の締結（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付され

た社債（当該上場会社又は他の連結子会社に対して発行するものを除く。以下この条において同じ。）の発行（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む）

- u 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限の変更若しくは償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更
 - v a から前 u までに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 上場会社の子会社等に次の a から n までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
 - b 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - c 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - d 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
 - e 債権者その他の当該子会社等以外の者による破産手続開始の申立て等
 - f 不渡り等
 - g 孫会社に係る破産手続開始の申立て等
 - h 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
 - i 主要取引先との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
 - j 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると本所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
 - k 資源の発見
 - l 社債に係る期限の利益の喪失
 - m 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由の発生
 - n a から前 m までに掲げる事実のほか、当該子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (3) 上場会社が連動子会社（取引規制府令第 49 条第 1 項第 11 号に規定する連動子会社をいう。以下この号において同じ。）を有している場合には、前 2 号のほか、当該連動子会社が次の a 又は b に該当する場合
- a 連動子会社の業務執行を決定する機関が当該連動子会社について法第 166 条第 2 項第 5 号イからチまでに掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
 - b 連動子会社に法第 166 条第 2 項第 6 号イ又はロに掲げる事実が発生した場合

(令和 8.3.19 追加)

(予想値の修正等)

第 119 条 上場会社は、当該上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

2 上場会社は、当該上場会社の剰余金の配当について予想値を算出した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

3 上場会社は、法第 166 条第 2 項第 3 号に掲げる事実が生じた場合（前 2 項に規定する場合を除く。）又は同条第 2 項第 7 号に掲げる事実が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

4 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「当該上場会社の属する企業集団」とあるのは「当該上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

(令和 8.3.19 追加)

(M S C B 等の転換又は行使の状況に関する開示)

第 120 条 上場会社は、M S C B 等を発行している場合は、毎月初めに、前月における M S C B 等の転換又は行使の状況を開示しなければならない。

2 上場会社は、M S C B 等を発行している場合であって、月初からの M S C B 等の転換累計若しくは行使累計又は同月中における開示後の転換累計若しくは行使累計が当該 M S C B 等の発行総額の 10% 以上となった場合には、直ちに当該転換又は行使の状況を開示しなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(支配株主等に関する事項の開示)

第 121 条 支配株主又は財務諸表等規則第 8 条第 8 項に規定するその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後 3 か月以内に、施行規則で定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。

2 上場会社が親会社等（親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあつては、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあつては、いずれか一つの会社をいうものとする。）を有している場合において、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間。次項において同じ。）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間。次項において同じ。）に係る決算の内容が定まったときは、上場会社は、直ちにその内容を開示しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場会社は同項に規定する開示を要しないものとする。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であつて、かつ、上場会社が当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち上場会社の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することを担当 S—A d v i s e r に書面により確約したときは、この限りでない。

- (1) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合
 - (2) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券等の発行者である場合
 - (3) 当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容を把握することが困難であると本所が認める者である場合
 - (4) その他本所が適当と認める者である場合
- (令和 8.3.19 追加)

(会社情報の開示に係る遵守事項)

第 122 条 上場会社は、この節の規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 開示する情報の内容が虚偽でないこと。
- (2) 開示する情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと。
- (3) 開示する情報が投資判断上誤解を生じせしめるものでないこと。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、開示の適正性に欠けていないこと。

(令和 8.3.19 追加)

(開示内容の変更又は訂正)

第 123 条 上場会社は、第 117 条から第 121 条まで、次条の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 前項の規定は、上場会社が第 117 条から第 121 条まで、次条の規定に基づき開示した内容と有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書若しくは臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）、又は発行者情報若しくは特定証券情報（これらの訂正情報を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。

(令和 8.3.19 追加)

(決算情報の開示)

第 124 条 上場会社は、事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合は、当該事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間の終了後直ちにその内容を開示しなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(発行者情報の開示)

第 125 条 上場会社（有価証券報告書の提出義務のある会社を除く。）は、直前の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間の末日を経過した日から 3 か月以内に、発行者情報を作成し、公表しなければならない。この場合における発行者情報の内容、様式及び公表の方法は、施行規則で定めるところによる。

2 前項の規定に従い公表された発行者情報に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場会社は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定めるところにより公表しなければならない。

3 第 1 項に規定する発行者情報において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第 126 条 上場会社は、会社情報に関し本所が必要と認めて照会を行った場合は、直ちに照会事項について本所に報告するものとする。

2 前項の規定により照会を受けた上場会社は、本所が同項の報告のため必要と認める場合には、会社情報に関して必要な調査及び調査結果の本所への報告を行うものとする。

3 第 1 項の規定による照会に係る事実（前項の規定による調査結果を含む。）について開示することが必要かつ相当と本所が認めるときは、上場会社は、直ちにその内容を開示するものとする。

4 第 1 項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

(1) 本所が上場株券等の売買管理上必要と認めて照会を行った場合（本所が、本所の市場における有価証券の売買の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。）

(2) 国内の他の金融商品取引所から、その市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため、上場会社に係る会社情報の発生から公表に至る経緯等に関する情報提供の要請があった場合において、本所が当該要請に応じることが相当と認めて、当該経緯等について照会を行った場合

(令和 8.3.19 追加)

第 3 節 その他の義務

(上場後の特定証券情報の公表)

第 127 条 上場株券等に関し、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施する場合は、上場会社は、特定証券情報を作成し、証券情報等内閣府令第 3 条第 1 号及び第 11 条第 1 号の規定に従い、施行規則で定める方法により、あらかじめ公表しなければならない。

2 前項の規定に従い公表された特定証券情報に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場会社は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、証券情報等内閣府

令第5条第2項第1号及び第11条第1号の規定に従い、施行規則で定める方法により公表しなければならない。

(令和8.3.19追加)

(追加上場)

第128条 上場会社が、新たに発行する株券等であって、上場株券等と同一の種類のものの上場を申請する場合には、本所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。なお、この場合において、上場内国会社が、有償株主割当てにより新たに発行する内国株券等については、発行日決済取引を行うことができるものとする。ただし、当該有価証券上場申請書に記載すべき事項が、第104条第3項の規定により本所に提出した書類又は第2編第3章第2節の規定に基づく会社情報の開示に含まれている場合は、当該提出又は開示をもってその上場を申請したものとみなす。

2 前項の規定により上場の申請があった株券等については、原則として上場を承認するものとし、その発行されたときに、上場株券等に追加して上場する。

(令和8.3.19追加)

(変更上場申請)

第129条 前条に規定する場合のほか、上場会社が、上場株券等の銘柄、数量、種類若しくは額面金額がある場合にはその金額を変更しようとするとき又は単元株式数を設定若しくは変更しようとするときは、その変更等に先立ち都度本所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。ただし、当該有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が、第104条第3項の規定により本所に提出した書類又は第2編第3章第2節の規定に基づく会社情報の開示に含まれている場合は、当該提出又は開示をもって当該変更等を申請したものとみなす。

(令和8.3.19追加)

(非上場逆さ合併)

第130条 上場会社は、非上場逆さ合併を行う場合には、本所所定の「有価証券継続上場申請書」を提出するとともに、施行規則で定める手続きを行わなければならない。

2 第109条から第112条までの規定は、前項の場合について準用する。

(令和8.3.19追加)

(流通市場の機能及び株主の権利の尊重)

第131条 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当て、株式分割等、MSCB等の発行、買収への対応方針の導入その他の施行規則で定める行為を行うにあたっては、施行規則で定めるところにより、流通市場の機能及び株主の権利を尊重しなければならない。

(令和8.3.19追加)

(上場株券等の譲渡制限)

第 132 条 上場会社は、法第 2 条第 3 項第 2 号ロ (2) の規定その他の特別の法律の規定に基づくものを除き、上場株券等の譲渡について制限を行ってはならない。

(令和 8.3.19 追加)

(流動性プロバイダーの確保)

第 133 条 上場会社は、本所の正会員から同意を得たうえで、当該取引参加者を流動性プロバイダーとして指定し、本所に届け出るとともに、公表するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(アナリストレポートの発行)

第 134 条 上場会社は、自社に係るアナリストレポート（企業の財務分析等を主な内容とする投資者向け配布書類をいう。以下同じ。）が定期的に発行されるよう努めるものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(指定振替機関における取扱い)

第 135 条 上場株券等は、指定振替機関の振替業における取扱いの対象でなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(株式事務代行機関の設置)

第 136 条 上場内国会社は、株式事務を本所の承認する株式事務代行機関として施行規則で定める者に委託するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(上場に関する料金及び支払期限)

第 137 条 上場会社及び新規上場申請者は、新規上場料、年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

(令和 8.3.19 追加)

第 4 章 市場秩序の維持

第 1 節 実効性確保手段

(実効性確保手段)

第 138 条 本所は、上場会社に対して、この特例その他の規則への遵守を確保するため、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 公表措置
- (2) 改善報告書の提出
- (3) 特別注意銘柄の指定
- (4) 上場株券等の上場廃止

(5) 上場契約違約金

- 2 本所は、前項第4号に掲げる措置の検討を開始する場合には、施行規則で定めるところにより、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券等を監理銘柄に指定することができる。
 - 3 本所は、第1項第4号に掲げる措置を講じる場合には、その事実を投資者に周知するため、当該措置を講じることを決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場株券等を整理銘柄に指定することができる。
 - 4 第1項第4号に掲げる措置を講じる場合の上場廃止日の取扱いは、施行規則で定める。
 - 5 上場会社が第107条ただし書により上場した会社である場合における当該上場会社に対する第1項第1号から第3号までの適用については、当該上場会社の上場に伴い上場廃止となった会社と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。
- (令和8.3.19追加)

第2節 上場廃止等

(担当S—A d v i s e rとの契約解約に伴う上場廃止)

- 第139条 第324条第4項の規定に基づき、本所に対して、第313条に規定する契約の解約に係る通知が行われた場合、又は担当S—A d v i s e rがS—A d v i s e r資格の取消しを受けた場合若しくはS—A d v i s e r資格を喪失した場合であって、本所が必要と認めるときは、本所は、その事実を投資者に周知するため、直ちに、当該上場会社が発行する上場株券等を監理銘柄に指定するものとする。
- 2 前項の場合において、上場会社が、本所が定める日までに担当S—A d v i s e rを確保できない場合には、当該上場会社が発行する上場株券等の上場を廃止することができるものとする。
 - 3 前項の規定により上場廃止を決定した場合には、本所は、その事実を投資者に周知するため、直ちに、当該上場株券等を整理銘柄に指定するものとする。
 - 4 第2項の規定により上場株券等の上場を廃止する場合の上場廃止日の取扱いは、施行規則で定める。
- (令和8.3.19追加)

(上場廃止申請)

- 第140条 上場会社はその発行する上場株券等の上場廃止を申請しようとするときは、施行規則で定めるところにより、本所に本所所定の「上場廃止申請書」を提出するものとする。
- 2 本所は、上場会社から「上場廃止申請書」を受領した場合、その旨及び上場廃止日について公表するとともに、上場廃止申請に係る上場株券等を整理銘柄に指定する(本所が不要と認めた場合を除く。)ものとする。
- (令和8.3.19追加)

(原簿のまっ消)

第 141 条 本所が上場株券等の上場を廃止するときは、その上場廃止日に上場有価証券原簿の記載事項をまっ消する。

(令和 8.3.19 追加)

第 3 編 債券

第 1 章 総則

(北海道 ESG プロボンドマーケット)

第 201 条 本所が開設する特定取引所金融商品市場のうち債券に係る市場は、北海道 ESG プロボンドマーケットと称する。

(資料に使用する言語)

第 202 条 新規上場申請者及び上場債券の発行者が、開示する資料を作成する場合に用いる言語は、日本語又は日本語・英語双方の併記とする。

(相互連絡及び協力)

第 203 条 新規上場申請者、上場債券の発行者及び受託者は、この特例その他の規則に定める義務を履行するに際し、相互に必要な連絡及び協力を行わなければならない。

(発行者のウェブサイト)

第 204 条 新規上場申請者及び上場債券の発行者は、新規上場申請日以降、施行規則で定める事項を当該者の情報を掲載するウェブサイトに掲載し、無料で投資者の閲覧に供するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、新規上場申請者及び上場債券の発行者は、常に最新の情報がウェブサイトに掲載され、投資者が当該情報を支障なく閲覧できるよう努めるものとする。

第 2 章 新規上場

(新規上場申請)

第 205 条 債券の新規上場は、当該債券の発行者からの申請により行うものとする。

(上場契約等)

第 206 条 本所が新規上場申請に係る債券を上場する場合には、当該新規上場申請に係る債券の発行者は、施行規則で定める本所所定の「上場契約書」を提出するものとする。

2 前項による上場契約は、新規上場申請に係る債券の上場日にその効力を生ずるものとする。

3 新規上場申請に係る債券が特定有価証券である場合には、当該新規上場申請に係る債券の

発行者は、運用会社及び受託者と連名で「上場契約書」を提出するものとする。

- 4 前項の規定により「上場契約書」を連名で提出した運用会社及び受託者に対してのこの特例の適用については、上場債券の発行者及び新規上場申請者と同様に取り扱うものとする。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。
- 5 本所は、新規上場申請に係る債券の上場日に、その銘柄を上場債券原簿に記載する。

(新規上場申請時の提出書類等)

第 207 条 新規上場申請者は、本所所定の「有価証券新規上場申請書」を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。この場合における当該各号に掲げる書類等の内容及び様式は、施行規則で定める。
 - (1) 特定証券情報
 - (2) 「新規上場申請に係る宣誓書」
 - (3) その他本所が必要と認める書類等
- 3 特定証券情報において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付しなければならない。ただし、新規上場申請者（特定有価証券の発行者に限る。）が、その設立後最初の事業年度又は連結会計年度内に特定証券情報を提出する場合であって、本所が適当と認めるときは、当該監査報告書等の添付を要しない。
- 4 特定証券情報において求められる財務書類は、日本会計基準、米国会計基準、国際会計基準その他施行規則で定める会計基準のいずれかに基づいて作成しなければならない。
- 5 法第 3 条各号に規定する有価証券の新規上場申請を行う場合には、第 2 項第 1 号中「特定証券情報」とあるのを「新規上場申請に係る債券の発行要項」と読み替えて同号の規定を適用する。この場合における「新規上場申請に係る債券の発行要項」の内容は、施行規則で定める。
- 6 法 27 条の 31 第 1 項に定める特定勧誘等を行わずに公募債の新規上場申請を行う場合には、第 2 項第 1 号中「特定証券情報」とあるのを「当該公募債に係る有価証券届出書の写し又は発行登録書及び発行登録追補書類の各写し」と読み替えて同号の規定を適用する。

(新規上場申請時の公表)

第 208 条 新規上場申請者は、前条第 1 項の規定により「有価証券新規上場申請書」を提出したときは、証券情報等内閣府令第 3 条第 1 号及び第 11 条第 1 号の規定に従い、施行規則で定める方法により、直ちに、前条第 2 項各号に掲げる書類を公表しなければならない。

- 2 前項の規定に従い公表された特定証券情報に記載される内容について、変更又は訂正すべき事項が生じた場合には、新規上場申請者は直ちに当該変更又は訂正の内容を、証券情報等内閣府令第 5 条第 2 項第 1 号及び第 11 条第 1 号の規定に従い、施行規則で定める方法により公表しなければならない。
- 3 法第 3 条各号に規定する有価証券の新規上場申請を行う場合における第 1 項及び前項の適用については、第 1 項中「前条第 2 項各号に掲げる書類等」とあるのは「前条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 2 項各号に掲げる書類等」とし、前項中「特定証券

情報」とあるのは「新規上場申請に係る債券の発行要項」とする。

- 4 公募債であって新規上場時に法 27 条の 31 第 1 項に定める特定勧誘等を行わずに新規上場を行う場合における第 1 項及び第 2 項の適用については、第 1 項中「前条第 2 項各号に掲げる書類等」とあるのは「前条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 2 項各号に掲げる書類等」とし、第 2 項中「特定証券情報」とあるのは「当該公募債に係る有価証券届出書の写し又は発行登録書及び発行登録追補書類の各写し」とする。

(その他の提出書類等)

第 209 条 本所は、新規上場申請者に対し、本所が適当と認める報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

(上場適格性要件)

第 210 条 債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条、第 5 条及び第 5 条の 2 の規定にかかわらず、新規上場申請に係る債券は、次の各号に掲げる事項（以下この編において「上場適格性要件」という。）を満たしていなければならない。

- (1) 債券が、格付業者（法第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者及び外国法に準拠して設立された格付会社（当該信用格付業者と同等の規制及び監督を受ける者に限る。）をいう。）による格付を取得していること又は当該債券が施行規則で定める要件を満たすこと。
- (2) 債券が、本所が定める E S G 評価機関による E S G 評価を受けていること。
- (3) 当該債券を引き受ける主幹事証券会社（金融商品取引業等に関する内閣府令第 147 条第 3 号に定める主幹事会社に相当する者をいう。）若しくは当該債券の発行者が本所の作成する「主幹事証券会社リスト」に施行規則で定めるところにより登録されていること又は当該債券が施行規則で定める要件を満たすこと。

(上場承認)

第 211 条 本所は、新規上場申請に係る債券について上場適格性要件を満たすことが確認された場合には、申請に係る債券の上場を承認するものとする。

第 3 章 上場後の義務

第 1 節 発行者の情報の開示義務

(ディスクロージャー)

第 212 条 上場債券の発行者（以下「上場債券の発行者」という。）は、投資者への適時、適切な上場債券の発行者の情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な上場債券の発行者の情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

- 2 上場債券の発行者は、上場債券の発行者の情報の開示を行う場合は、本所のウェブサイトに掲載する方法、又は当該上場債券の発行者の情報を掲載するウェブサイトに掲載する方法

により行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、上場債券の発行者は、次条第1号a及びb並びに第2号a及びbの内容を開示する場合は、T D n e tを利用して行うものとする。T D n e tの稼働に支障が生じた場合その他本所が必要があると認める場合には、本所がその都度定める方法により行うものとする。
- 4 上場債券の発行者は、第2項の規定により当該上場債券の発行者のウェブサイトにおいて情報の開示を行った場合には、当該開示後、速やかに本所に当該情報に係る書類を提出しなければならない。
- 5 本所は、前項に規定する書類の提出を受けた場合には、速やかに、本所のウェブサイト当該情報を掲載するものとする。
- 6 上場債券の発行者は、次条第1号a及びb並びに第2号a及びbの内容についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、第3項の定めるところにより当該内容が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能を付加するなど公衆による当該内容の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。
- 7 上場債券の発行者は、施行令第30条第1項第2号又は第3号の規定に基づく重要事実等の本所への通知を行う場合には、次条の規定に基づく情報の開示に係る方法により行うものとする。

(重要な発行者の情報の開示)

第213条 上場債券の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。ただし、国内の金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社又は第2条第10号b及びdからgまでに掲げる債券の発行者については、この限りでない。

- (1) 上場債券の発行者の業務執行を決定する機関が、次のaからdまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)
 - a 解散(合併による解散を除く。)
 - b 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
 - c 商号又は名称の変更
 - d aから前cまでに掲げる事項のほか、当該上場債券の発行者の運営、業務若しくは財産又は当該上場債券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 次のaからfまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合
 - a 債権者その他の当該上場債券の発行者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て(以下「破産手続開始の申立て等」という。)
 - b 手形若しくは小切手の不渡り(支払資金の不足を事由とするものに限る。)又は手形交換所による取引停止処分

- c 親会社等に係る破産手続開始の申立て等
 - d 債券に係る期限の利益の喪失
 - e 上場債券が指定振替機関の振替業等（指定振替機関の振替業又は外国の法令に準拠して外国において振替業若しくは債券の保管及び振替に関する業務を行う者のこれらの業務をいう。以下同じ。）における取扱いの対象とならないこととなったこと。
 - f a から前 e までに掲げる事実のほか、当該上場債券の発行者の運営、業務若しくは財産又は当該上場債券に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (3) 上場債券に係る保証者（保証者がある場合に限る。以下同じ。）の業務執行を決定する機関が、第 1 号 a から d までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
- (4) 上場債券に係る保証者に第 2 号 a から d まで及び f に掲げる事実のいずれかが発生した場合
- (令和 8.3.19 変更)

（開示内容の変更又は訂正）

第 214 条 上場債券の発行者は、前条の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

- 2 前項の規定は、上場債券の発行者が前条の規定に基づき開示した内容と有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類若しくは臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）、又は発行者情報若しくは特定証券情報（これらの訂正情報を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。

（発行者情報の開示）

第 215 条 上場債券の発行者（有価証券報告書の提出義務のある発行者及び当該上場債券が法第 3 条各号に規定する有価証券であって当該上場債券に係る取得勧誘を行う場合における当該上場債券の発行者を除く。）は、事業年度（当該上場債券が特定有価証券である場合にあっては当該上場債券に係る特定期間とし、当該上場債券の発行者が会社以外の者である場合にあっては事業年度又はこれに準ずる期間とする。）の終了後 3 か月以内（やむを得ない理由により当該期間内に作成し、公表できないと本所が認める場合には、施行規則で定めるところにより、本所が承認する期間内）に、発行者情報を作成し、公表しなければならない。この場合において、発行者情報の内容、様式及び公表の方法は、施行規則で定めるところによる。

- 2 前項に規定する発行者情報に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場債券の発行者は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定めるところにより公表しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する発行者情報において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付するものとする。

(発行者の情報に係る照会事項の報告及び開示)

第 216 条 上場債券の発行者は、上場債券の発行者の情報に関し本所が必要と認めて照会を行った場合は、直ちに照会事項について本所に報告するものとする。

2 前項の規定による照会に係る事実について開示することが、必要かつ相当と本所が認めるときは、上場債券の発行者は、直ちにその内容を開示するものとする。

3 第 1 項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

(1) 本所が上場債券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合（本所が、本所の市場における有価証券の売買の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、上場債券の発行者の情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。）

(2) 国内の他の金融商品取引所から、その市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため、上場債券の発行者の情報の発生から公表に至る経緯等に関する情報提供の要請があった場合において、本所が当該要請に応じることが相当と認めて、当該経緯等について照会を行った場合

第 2 節 その他の義務

(債券の譲渡制限の禁止)

第 217 条 上場債券の発行者は、法第 2 条第 3 項第 2 号ロ (2) の規定その他特別の法律の規定に基づくものを除き、上場債券の譲渡について制限を行ってはならない。

(指定振替機関の振替業等における取扱い)

第 217 条の 2 上場債券は、指定振替機関の振替業等における取扱いの対象でなければならない。

(上場に関する料金)

第 218 条 新規上場申請者及び上場債券の発行者は、新規上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

第 4 章 市場秩序の維持

第 1 節 実効性確保手段

(実効性確保手段)

第 219 条 本所は、この特例その他の規則への遵守を確保するため、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置等を講じることができる。

- (1) 改善報告書の提出
- (2) 違約金の賦課

(3) 上場債券の上場廃止

- 2 本所は、前項第1号及び第2号に掲げる措置を講じる場合において、本所が必要と認めるときは、その事実を公表することができる。
- 3 本所は、第1項第3号に掲げる措置の検討を開始する場合には、本所は、施行規則で定めるところにより、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を監理銘柄に指定することができる。
- 4 本所は、第1項第3号に掲げる措置を講じる場合には、その事実を投資者に周知するため、当該措置を講じることを決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場債券を整理銘柄に指定することができる。

第2節 上場廃止等

(上場廃止)

第220条 本所は、上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

- (1) 有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類若しくは臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）、又は発行者情報若しくは特定証券情報（これらの訂正情報を含む。）について重大な虚偽記載を行った場合。ただし、有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類については、上場債券に係る情報について重大な虚偽記載を行った場合に限る。

- (2) 前号のほか、本所が上場廃止を適当と認めた場合

2 本所は、上場債券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

- (1) 最終償還期限が到来する場合
- (2) 債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還する場合
- (3) 吸収分割又は新設分割により上場債券に係る債務が他の会社に承継される場合
- (4) 期限の利益を喪失した場合
- (5) 指定振替機関の振替業等における取扱いの対象とならないこととなった場合
- (6) 前各号のほか、本所が上場廃止を適当と認めた場合

3 上場債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、施行規則で定めるところにより当該上場債券を監理銘柄に指定することができる。

4 上場債券の上場廃止が決定した場合の上場廃止日の取扱いは、施行規則で定める。

5 本所は、その事実を投資者に周知させるため、本所が当該上場債券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場債券を整理銘柄に指定することができる。

(原簿のまっ消)

第221条 本所が上場債券の上場を廃止するときは、その銘柄の上場廃止日に上場債券原簿の記載事項をまっ消する。

第4編 S—A d v i s e r

第1章 総則

(公正な業務の執行)

第301条 S—A d v i s e rは、常に本所の市場の評価と公正さを維持するために行動しなければならない。

2 S—A d v i s e rは、担当会社の株主間の公平性が保たれるように配慮し、かつ、担当会社の業務執行決定機関及びその構成員が当該担当会社の企業価値を向上させるよう指導及び助言しなければならない。

3 S—A d v i s e rは、本所の市場としての機能の維持及び向上に努め、この特例その他の規則を遵守しなければならない。

(令和8.3.19追加)

第2章 S—A d v i s e r資格等

第1節 S—A d v i s e r資格の取得手続等

(S—A d v i s e r資格の取得の申請)

第302条 S—A d v i s e r資格を取得しようとする者(以下「S—A d v i s e r資格取得申請者」という。)は、本所に当該S—A d v i s e r資格の取得の申請を行わなければならない。

2 前項に規定するS—A d v i s e r資格の取得の申請を行う場合には、本所所定の「S—A d v i s e r資格取得申請書」その他施行規則で定める書類を本所に提出するものとする。

(令和8.3.19追加)

(S—A d v i s e r資格の取得の承認)

第303条 本所は、S—A d v i s e r資格取得申請者について、次条第1項各号に掲げる基準により審査を行い、当該基準に適合すると認められる場合には、取引所府令第7条の3の規定を踏まえ、S—A d v i s e r資格の取得の承認を行う。

(令和8.3.19追加)

(S—A d v i s e r資格の取得審査)

第304条 前条に規定する審査は、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

(1) S—A d v i s e r資格の取得の申請日から遡って2年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する十分な経験があること、又は施行規則で定める場合に該当すること

(2) S—Q Sが3名以上いること

- (3) 経営の体制が適切であること
 - (4) 財務の状況が健全であって、かつ、当該財務の状況がウェブサイトに公表されていること
 - (5) 本所とともにプリンシプルベースの考え方にに基づき本所の市場を運営するパートナーとしての意欲と能力を有していること
 - (6) 日本の資本市場での経験及び知見を有していること
 - (7) 業務を公正かつ効率的に遂行できる体制を有する法人であること
 - (8) 第 313 条に規定する契約を履行できる適切な体制を有していること
 - (9) 自社が業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督当局による監督に適切に服していること
 - (10) 本所の市場の評価等を毀損するおそれがないこと
 - (11) 反社会的勢力との関係を有しないこと
 - (12) その他本所が必要と認める要件を満たしていること
- 2 前項第 3 号に掲げる基準については、S—A d v i s e r 資格取得申請者の経営の体制が本所の市場の運営に鑑みて適当でない認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、本所の市場の評価と公正性が十分に確保されると見込まれる経営体制であるかどうかを勘案して判断するものとする。
- (令和 8.3.19 追加)

(承認後の手続)

- 第 305 条 S—A d v i s e r 資格取得申請者は、第 303 条の承認を受けた場合には、本所に対して、施行規則で定める「S—A d v i s e r 契約書」を提出するものとする。
- 2 本所は、第 303 条の承認を行った場合には、S—A d v i s e r 資格取得申請者に S—A d v i s e r 資格の取得を通知するとともに、その旨を公表する。
- 3 S—A d v i s e r 資格取得申請者は、第 303 条の承認を受けた場合には、本所が指定する期日までに施行規則で定める新規登録料を納入するものとする。
- (令和 8.3.19 追加)

第 2 節 S—A d v i s e r の適格性要件の継続維持義務

(S—A d v i s e r の適格性の継続維持義務)

- 第 306 条 S—A d v i s e r は S—A d v i s e r 資格の取得後も第 304 条第 1 項各号に掲げる基準を継続的に満たさなければならない。
- 2 本所は、S—A d v i s e r が第 304 条第 1 項各号に掲げる基準を満たしていないと認められた場合は、第 327 条の規定に従い、S—A d v i s e r 資格の取消しその他の措置を講じることができる。
- 3 S—A d v i s e r は、この特例に基づく義務を履行するために、常時十分な S—Q S その他の人員を確保しなければならない。
- (令和 8.3.19 追加)

第3節 S—Q Sの認定手続等

(S—Q Sの認定の申請)

第307条 S—A d v i s e r又はS—A d v i s e r資格取得申請者は、その役職員についてS—Q Sの認定を受けようとする場合には、本所に当該認定の申請を行わなければならない。

2 前項に規定する申請を行う場合には、本所所定の「S—Q S認定申請書」を本所に提出するものとする。

3 本所は、本所が前項に規定する申請書の内容について確認する必要があると判断した場合には、S—Q Sの認定を受けようとする者と面談することができるものとする。

(令和8.3.19追加)

(S—Q Sの認定)

第308条 本所は、S—Q Sの認定を受けようとする者が次条に掲げる事項に適合すると認められる場合には、S—Q Sの認定を行う。

(令和8.3.19追加)

(S—Q Sの適格性)

第309条 S—Q Sは、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。

- (1) S—A d v i s e r又はS—A d v i s e r資格取得申請者の常勤の役職員であること
- (2) S—Q Sの認定の申請日から遡って5年間においてコーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して3年以上有している又はこれと同等以上の経験を有している者であること
- (3) 新規上場に係る業務及び上場会社の上場後の義務の履行に係る業務全体に十分な理解がある者であること
- (4) 日本の資本市場での経験及び知見を有している者であること
- (5) S—Q Sとして関与する業務を通じて本所の市場の発展に貢献できる者と認められる者であること
- (6) S—A d v i s e rとして関与する業務について、これを統括する立場にある者であること
- (7) 自社が業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督当局による監督に適切に服していること
- (8) 本所の市場の評価等を毀損するおそれのない者であること
- (9) 反社会的勢力との関係を有しない者であること

(令和8.3.19追加)

(S—Q Sの適格性の継続)

第 310 条 S—A d v i s e r は、自社に所属する S—Q S をして、前条各号に掲げる事項を継続的に満たせしめなければならない。

2 本所は、S—Q S が前条各号に掲げる事項を満たしていないと認めた場合は、S—Q S の認定を取り消すことができる。

(令和 8.3.19 追加)

第 3 章 S—A d v i s e r の義務

第 1 節 一般的な義務

(一般的な義務)

第 311 条 S—A d v i s e r は、この特例に基づく義務を履行するために、常時必要な能力を維持し、善良なる管理者の注意をもって行動しなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(担当会社からの独立性維持義務)

第 312 条 S—A d v i s e r は、次の各号に掲げる事項の遵守その他必要な措置を講じることにより、担当会社からの独立性を維持しなければならない。この場合における取扱いは施行規則で定める。

(1) S—A d v i s e r の役職員が担当会社の役職員を兼任していないこと

(2) 担当会社との利益相反がなく、担当会社との利益相反を回避するための十分な社内及びグループ内の体制を維持していること

2 S—A d v i s e r は、担当会社及び当該担当会社が支配している又は関係を有する会社に対して、この章に定める S—A d v i s e r の義務の履行に関して利益相反とならない限りにおいて、S—A d v i s e r としての業務以外の役務を提供することができる。

(令和 8.3.19 追加)

(担当会社との適切な契約の締結)

第 313 条 S—A d v i s e r は、担当会社との間で、S—A d v i s e r 及び担当会社に関する権利義務その他の施行規則で定める事項を規定した契約を締結しなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

第 2 節 新規上場申請時の義務

(上場適格性に関する調査及び確認)

第 314 条 S—A d v i s e r は、担当する新規上場申請をしようとする者が、第 112 条に規定する上場適格性要件を満たしているか、及び第 2 編第 2 章に規定する義務を履行できるかについて調査及び確認を行い、施行規則で定めるところにより「上場適格性に係る宣誓書」

及び「上場適格性に係る宣誓書の作成にあたって留意すべき項目」を作成のうえ、併せて本所に提出しなければならない。ただし、第107条ただし書に規定する申請による場合は、この限りでない。

(令和8.3.19追加)

(新規上場に関する事務)

第315条 S—A d v i s e rは、担当する新規上場申請者に対し、第2編第2章に規定する新規上場申請者の義務の履行について助言するとともに、同章の規定に従い新規上場に関する事務を行うものとする。

(令和8.3.19追加)

第3節 上場後の義務

(上場会社の履行すべき義務に関する調査等)

第316条 S—A d v i s e rは、担当上場会社が第2編第3章の規定に基づく義務を適切に履行しているかの調査及び確認を行わなければならない。

2 S—A d v i s e rは、担当上場会社が第2編第3章の規定に基づく義務を履行するよう適切な助言及び指導を行わなければならない。

3 S—A d v i s e rは、担当上場会社が前項の助言及び指導に従わない場合には、直ちに本所に報告するとともに、第313条に規定する契約の解約について検討しなければならない。

(令和8.3.19追加)

(上場会社の上場後の義務に関する事務作業)

第317条 S—A d v i s e rは、担当上場会社が第2編第3章に規定する上場後の義務を履行するために必要な事務を行うものとする。

(令和8.3.19追加)

(流動性プロバイダーの確保)

第318条 担当上場会社が発行する上場株券等の本所の市場における円滑な流通の確保のため、S—A d v i s e rは、自らが流動性プロバイダーとなる又は担当上場会社が流動性プロバイダーを確保できるよう努めるものとする。

2 前項において担当上場会社が流動性プロバイダーを確保した場合には、S—A d v i s e rは、当該流動性プロバイダーの業務が遂行されるよう支援するものとする。

(令和8.3.19追加)

(アナリストレポート)

第319条 S—A d v i s e rは、担当上場会社に係るアナリストレポートが広く発行されるよう努めるものとする。

(令和 8.3.19 追加)

第 4 節 その他の義務

(照会事項への回答)

第 320 条 S—A d v i s e r は、本所との連絡を行う上で適切な事務所 1 か所を連絡事務所として本所に届け出るものとする。

2 S—A d v i s e r は、前項の連絡事務所に、本所が行う照会に対する報告その他本所との間の連絡に関する事項を担当する連絡担当者を 1 名選任し、本所に届け出るものとする。

3 S—A d v i s e r は、S—A d v i s e r の業務の実施状況及び実施体制に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告しなければならない。

4 S—A d v i s e r は、この特例の適用又は解釈に確信を持ってない場合は、早急に本所に助言を求めなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(業務に関する記録の保管)

第 321 条 S—A d v i s e r は、S—A d v i s e r として実施した担当会社との主な討議の内容、担当会社に提供した助言及び指導の内容等を含む S—A d v i s e r の業務に係る内容に関して適切な記録を作成し、当該討議、助言及び指導等を実施した日から 5 年間保管するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(担当 S—A d v i s e r の変更等の際の手続)

第 322 条 上場会社が担当 S—A d v i s e r を変更するために他の S—A d v i s e r との間で第 313 条に規定する契約を締結しようとする場合には、当該 S—A d v i s e r は、あらかじめ、本所にその旨を届け出るとともに、当該上場会社が第 112 条に規定する上場適格性要件を満たしているか及び第 2 編第 3 章に規定する義務を満たしているかについて調査及び確認を行い、当該契約の締結後すみやかに、第 314 条に規定する「上場適格性に関する宣誓書」を作成のうえ、本所が必要と認める書類と併せて、本所に提出しなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(年間登録料の納入)

第 323 条 S—A d v i s e r は、施行規則で定めるところにより、年間登録料を本所に納入するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

(事前通知義務)

第 324 条 S—A d v i s e r は、次の各号に掲げる事項の決定又は事実の発生が見込まれる

場合には、あらかじめ本所に通知するものとする。

- (1) S—A d v i s e r の支配関係又は組織に重大な変更をもたらす合併、分割、事業譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転等
- (2) 重要な役員の変更又は組織の大幅な変更
- (3) 事業の全部又は重要な一部の停止又は廃止
- (4) 債務超過又はそれに準ずる状態に至る危険のある財務状況の著しい悪化
- (5) その他本所があらかじめ事前の通知を要請した事項

2 S—A d v i s e r は、前項の通知を行う場合には、本所が必要と認める書類を提出するものとする。ただし、この項の規定による提出は、この特例その他の規則に基づき又はこれらに基づく処分に従い行う提出をもって代えることができる。

3 本所は、第1項各号に掲げる事項又は事実が本所の市場の適正な運営及び評価等にかんがみて適当でないと認めるときは、第327条の規定に従い、S—A d v i s e r 資格の取消しその他の措置を講じることができる。

4 S—A d v i s e r は、担当会社との間で締結している第313条に規定する契約に基づき当該契約の解約に係る事前催告が行われた場合及び当該契約が解約された場合には、直ちに本所に通知しなければならない。

(令和8.3.19追加)

(報告義務)

第325条 S—A d v i s e r は、事業年度終了後直ちに、当該事業年度におけるS—A d v i s e r としての業務内容を、本所に報告するものとする。

2 前項に定めるもののほか、S—A d v i s e r は、施行規則で定める場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を本所に報告するものとする。

3 S—A d v i s e r は、前2項に定めるところにより本所に報告を行う場合には、本所が必要と認める書類を提出するものとする。ただし、この項の規定による提出は、この特例その他の規則に基づき又はこれらに基づく処分に従い行う提出をもって代えることができる。

(令和8.3.19追加)

第4章 適格性の確保

(S—A d v i s e r に対する調査)

第326条 本所は、取引所府令第7条の3の規定を踏まえ、本所の市場の運営上必要があると認める場合には、S—A d v i s e r に対し、当該S—A d v i s e r の業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当該S—A d v i s e r の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を実地調査することができる。

2 S—A d v i s e r は、前項の規定による報告又は資料の提出の請求を受けたときは、直ちにこれに応じなければならない。

(令和8.3.19追加)

(S—A d v i s e rに対する措置等)

第 327 条 前条に規定する調査の結果又はその他の事由により、S—A d v i s e rが法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくはこの特例その他の規則若しくはこれらに基づく処分(以下「法令等」という。)に違反又は取引の信義則に背反する行為をし、S—A d v i s e rとして適格でないと本所が認める場合は、本所は、施行規則で定めるところにより、当該S—A d v i s e rのS—A d v i s e r資格を取り消すことができる。

2 前項のほか、本所は、S—A d v i s e rが法令等に違反した又は取引の信義則に背反する行為をしたと本所が認める場合は、当該S—A d v i s e rに対して、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 警告
- (2) 違約金の賦課
- (3) S—A d v i s e r資格の一時停止

3 本所は、第1項に規定するS—A d v i s e r資格の取消しを行う場合には、直ちに当該資格の取消しを公表するものとする。

4 本所は、第2項各号に掲げる措置を講じる場合であって、本所が必要と認めるときは、その事実を公表することができる。

(令和 8.3.19 追加)

(異議の申立て)

第 328 条 S—A d v i s e rは、前条第1項及び第2項の措置に不服があるときは、施行規則で定めるところにより、本所に対し異議の申立てを行うことができる。

2 本所は、前項に規定する異議の申立てがあった場合には、異議の内容について審査を行った上で、前条第1項及び第2項の措置を変更し、又は取り消すことができる。

3 本所は、前項に規定する審査を行った後、異議の申立てを行ったS—A d v i s e rに対して、その結果を通知するものとする。

4 本所は、前条第3項及び第4項に基づき措置を公表した場合であって、第2項の規定に基づき当該措置を変更又は取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(令和 8.3.19 追加)

第 5 章 S—A d v i s e r資格の喪失の申請等

(S—A d v i s e r資格の喪失の申請)

第 329 条 S—A d v i s e rは、S—A d v i s e r資格を喪失しようとするときは、施行規則で定めるところにより、本所にS—A d v i s e r資格の喪失の申請を行わなければならない。

(令和 8.3.19 追加)

(S—A d v i s e r資格の喪失の際の手続)

第 330 条 本所は、S—A d v i s e r が S—A d v i s e r 資格を喪失（取消しによる喪失を含む。）したときは、直ちに、当該資格の喪失について公表するものとする。

（令和 8.3.19 追加）

（S—Q S の認定の取消しの申請）

第 331 条 S—A d v i s e r は、自社に所属する S—Q S の認定の取消しを受けようとする場合には、本所に対して、本所所定の「S—Q S 認定取消申請書」を提出しなければならない。

（令和 8.3.19 追加）

付 則

この特例は、令和 7 年 9 月 10 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和 8 年 3 月 19 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本市場の売買は、令和 8 年 6 月 1 日以後の本所が定める日からとする。

（注）「本所が定める日」は、令和 8 年 6 月 30 日